

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">关于印发《关于鼓励跨国公司在京设立地区总部的若干规定实施办法》的通知</p> <p style="text-align: center;">发布时间：2009-06-29 京商务资字〔2009〕351号</p> <p>各区、县人民政府，市政府各委、办、局，各市属机构：</p> <p>经市政府同意，现将《关于鼓励跨国公司在京设立地区总部的若干规定实施办法》印发给你们，请认真贯彻执行。</p> <p style="text-align: right;">北京市商务委员会 北京市发展和改革委员会 北京市公安局 北京市财政局 北京市人力资源和社会保障局 北京市地方税务局 北京市统计局 北京市国家税务局 二〇〇九年六月二十四日</p>	<p style="text-align: center;">「多国籍企業地域本部を北京に設立することを奨励する若干規定の実施弁法」印刷・公布についての通知</p> <p style="text-align: center;">公布日：2009-06-29 京商務資字〔2009〕351号</p> <p>各区、県人民政府、市政府各委、弁、局、各市の所属機関：</p> <p>市政府の同意を経て、ここに、「多国籍企業地域本部を北京に設立することを奨励する若干規定の実施弁法」を印刷・公布するので、遵守して執行されたい。</p> <p style="text-align: right;">北京市商務委員会 北京市発展・改革委員会 北京市公安局 北京市財政局 北京市人力資源・社会保障部 北京市地方税務局 北京市統計局 北京市国家税務局 二〇〇九年六月二十四日</p>
<p style="text-align: center;">关于鼓励跨国公司在京设立地区总部的若干规定实施办法</p> <p>为落实北京市《关于鼓励跨国公司在京设立地区总部的若干规定》（京政发〔2009〕15号，简称《若干规定》），制定本实施办法。</p> <p style="text-align: center;">一、地区总部的认定</p> <p>（一）符合下列条件之一，可申请认定为地区总部：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 经批准设立的外商投资性公司。 2. 具备以下条件的外商投资管理性公司 	<p style="text-align: center;">多国籍企業地域本部を北京に設立することを奨励する若干規定の実施弁法について</p> <p>北京市の「多国籍企業地域本部を北京に設立することを奨励する若干規定」（京政発〔2009〕15号）を実施するため、本実施弁法を制定する。</p> <p style="text-align: center;">一、地域本部の認定</p> <p>（一）下記条件の中で1つを満たす場合、地域本部認定の申請ができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 批准を経て、設立された外商投資性公司 2. 下記条件を満たす外商投資管理性公司

※弊社が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。

<p>(1) 母公司的资产总额不低于 4 亿美元；</p> <p>(2) 母公司在中国累计实缴注册资本总额不低于 1,000 万美元，且在中国境内外投资或者授权管理的企业不少于 3 个；或者在中国境内外投资或者授权管理的企业不少于 6 个；</p> <p>(3) 管理性公司注册资本不低于 200 万美元；</p> <p>(4) 是母公司在 中国境内唯一的最高经营管理机构；</p> <p>(5) 对国际知名跨国公司，可适当放宽条件。</p> <p>投资性公司，是指跨国公司按照商务部发布的《关于外商投资举办投资性公司的规定》设立的从事直接投资的公司。</p> <p>管理性公司，是指为母公司所投资的企业和关联企业 提供管理、决策、研发、资金管理、物流、销售、策划、咨询、培训等相关服务的企业法人。</p> <p>(二) 市商务委负责在京跨国公司地区总部的认定，应在企业提交的材料齐全有效之日起 10 个工作日内完成审查，做出准予或不予认定的决定，对准予认定的企业颁发确认证书。</p> <p>(三) 申请认定地区总部，需向市商务委提交以下材料：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 承担地区总部职能的企业法定代表人签署的申请书； 2. 母公司法定代表人签署的设立地区总部及履行基本职能的授权文件； 3. 母公司法定代表人签署的对拟任地区总部法定代表人的授权文件和拟担任地区总部法定代表人的 	<p>(1) 親会社の資産総額が 4 億米ドルを下回らないこと。</p> <p>(2) 親会社の中国における投資累計払込登録資本総額が 1,000 万米ドルを下回らず且つ中国国内外で投資或いは授權管理する企業数が 3 社を下回らないこと；或いは中国国内外で投資或いは授權管理する企業数が 6 社を下回らないこと。</p> <p>(3) 管理性会社の登録資本は 200 万米ドルを下回らないこと。</p> <p>(4) 親会社は中国における唯一且つ最高の経営管理機関であること。</p> <p>(5) 国際的に著名な多国籍企業に対しては、一部条件を緩和することが可能。</p> <p>投資性会社とは、多国籍企業が商務部公布の「外商投資による投資性会社設立に関する規定」に基づき設立し、直接投資を行う企業を指す。</p> <p>管理性会社とは、親会社の投資した企業及び関連企業に対して、管理、政策決定、研究開発、資金管理、物流、販売、企画、コンサルティング、トレーニング等のサービスを提供する企業法人。</p> <p>(二) 市商務委員会は北京における地域本部の認定を行い、企業から提出された書類が全て揃ってから、10 営業日以内に審査を完了し、認定可否を決定し、認定した企業宛に確认证書を発行する。</p> <p>(三) 地域本部を申請する場合、市商務委員会に下記の書類を提出する：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域本部機能を担う企業の法定代表者が署名した申請書； 2. 親会社の法定代表者が署名した地域本部の設立、及び基本的機能履行の授權文書。 3. 親会社の法定代表者が署名した地域本部の法人代表就任予定者への授權文書、及び地域本部
--	--

<p>简历及相应的身份证明文件（身份证明文件为复印件）；</p> <p>4. 母公司的资信证明文件、注册登记文件（复印件）及法定代表人证明文件（复印件），依法审计的近3年的资产负债表；</p> <p>5. 母公司在中国境内投资企业的批准证书、营业执照及验资报告（复印件）；</p> <p>6. 承担地区总部职能的企业批准证书、营业执照及验资报告（复印件）；</p> <p>7. 其他必要证明材料。</p> <p>以上规定除注明为复印件外，其他材料应当提交文件的正本。</p> <p style="text-align: center;">二、补助和奖励</p> <p>（一）对2009年1月1日以后在京新注册设立或新迁入京的地区总部，给予一次性资金补助。对注册资本1亿元人民币（含1亿元人民币）至5亿元人民币的，补助500万元人民币；注册资本5亿元人民币（含5亿元人民币）至10亿元人民币的，补助800万元人民币；注册资本10亿元人民币（含10亿元人民币）以上的，补助1000万元人民币。补助分三年按40%、30%、30%的比例发放。</p> <p>对一次性增资达到规定档次的地区总部，按相应标准给予差额补助，累计补助金额不超过1000万元人民币。</p> <p>（二）经认定的地区总部，从2009年度起，对年营业收入首次达到1亿元人民币（含1亿元人民币）至5亿元人民币的，给予100万元人民币的一次性资金奖励；对年营业收入首次达到5亿元人民币（含5亿元人民币）至10亿元人民币的，给予500万元人民币的一次性资金奖励；对年营业收入首次达到</p>	<p>法定代表就任予定者の略歴と対応する本人確認書類（本人確認書類は写し）</p> <p>4. 親会社の資本証明書類、登録謄本（写し）及び法定代表者の証明書類（写し）、法に基づき審査された直近3年の貸借対照表；</p> <p>5. 親会社が中国国内に投資した企業の批准証書及び資本検査報告（写し）；</p> <p>6. 地域本部機能を担う企業の批准証書、営業許可書及び資本検査報告（写し）；</p> <p>7. その他必要な証明資料。</p> <p>上記に写しと明記した書類以外のその他資料は、原本を提出すること。</p> <p style="text-align: center;">二、補助と奨励</p> <p>（一） 2009年1月1日以降、北京市で新規に登録或いは北京市に転入してきた地域本部に対して、一回に限り資金補助を支給する。登録資本が1億人民元（1億人民元を含む）から5億人民元の企業に、500万人民元の補助金；登録資本が5億人民元（5億人民元を含む）から10億人民元の企業に、800万人民元の補助金；登録資本が10億人民元（10億人民元を含む）以上の企業に、1,000万人民元の補助金を支給する。補助金は3年に分けて40%、30%、20%の割合で支給する。</p> <p>一回限りの増資で規定するランクに達した地域本部に対しては、相当する基準に拠り差額補助を支給し、累計補助金額は1,000万人民元を超えないこと。</p> <p>（二）認定された地域本部に対して、2009年以降、年度売上が初めて1億人民元から（1億人民元を含む）5億人民元に達した場合、100万人民元の奨励金を1回に限り支給する；年度売上が初めて5億人民元（5億人民元を含む）から10億人民元に達した場合、500万人民元の奨励金を1回に限り</p>
--	---

10 亿元人民币的（含 10 亿元人民币），给予 1000 万元人民币的一次性资金奖励。奖励累计不超过 1000 万元人民币，分三年按 40%、30%、30%的比例发放。

（三）对 2009 年 1 月 1 日以后在京新注册设立或新迁入京的地区总部及其设立的研发中心自建或购买办公用房的，可享受一次性补助。对自用办公部分面积，一次性补贴标准为每平方米 1000 元人民币，补助面积原则上不超过 5000 平方米。享受补助的地区总部，5 年内不得对外出售、出租办公用房或改变其用途。违反上述规定的，应当退还已获得的补助。

（四）自 2009 年 1 月 1 日起，对地区总部 1 位主要负责人以市政府名义给予奖励，奖励资金为该负责人在 1 个年度内对地方财政收入贡献的 80%，且原则上不超过 50 万元人民币。该奖励政策自地区总部被认定次年起连续执行 3 年。

对在 1 个年度内实际缴纳的企业所得税地方留成部分增量名列我市前 10 名的地区总部，对其 1 位主要负责人以市政府名义给予 50 万元人民币奖励。

所得奖金按照国家有关规定免征个人所得税。

（五）对在京新注册设立或新迁入京的地区总部租用办公用房的，连续 3 年给予租金补助，第 1 年补助年度租金的 30%，第 2 年补助年度租金的 20%，第 3 年补助年度租金的 10%，最高补助使用面积不超过 3000 平方米。申请租房补助的地区总部，租期应不少于 3 年；享受补助期间，不得将自用办公用房出租、转租或改变其用途；违反上述规定的，应当

支給する；年度売上が初めて 10 億人民元に達した場合、1,000 万人民元の奨励金を 1 回に限り支給する。奨励金の累計額は 1,000 万人民元を超えないものとし、3 年に分けて 40%、30%、30%の割合で支給する。

（三）2009 年 1 月 1 日以降、北京市で新規に登録或いは北京市に転入してきた地域本部とその研究開発センターの自社用オフィスを購入・建築する場合、一回に限り補助を支給する。自社用オフィスの面積により、1,000 元/㎡の基準で 1 回に限り補助し、補助面積は原則 5,000 ㎡を超えないこと。補助を受けた地域本部は、5 年以内はオフィスの売却、賃貸或いは用途変更をすることができない。上記規定に違反する場合は、既に受け取った補助金を払い戻す必要がある。

（四）2009 年 1 月 1 日より、地域本部の主要責任者（1 名）に対し市政府の名義で奨励措置を適用し、奨励金は当該責任者の 1 年度内の地方財政収入への貢献額の 80%とし、原則 50 万人民元を超えないこと。当奨励政策は地域本部に認定された翌年から連続して 3 年間執行する。

1 年度内で地方税務局に留保された企業所得税納税額の増額上位 10 社の地域本部に対して、1 名の主要責任者に市政府の名義で 50 万人民元の奨励金を支給する。

奨励金は国家规定により個人所得税が免除される。

（五）北京市で新規に登録或いは北京市に転入してきた地域本部が賃借する自社用のオフィスに対し、連続して 3 年間の家賃補助を実施する。1 年目は年間家賃の 30%を補助し、2 年目は年間家賃の 20%を補助し、3 年目は年間家賃の 10%を補助し、補助対象面積は最高 3000 ㎡を超えないこと。家賃補助を申請する地域本部の該当する賃借期間は必ず

退还已获得的补助。本款在朝阳区试点，由朝阳区政府负责落实，其他区县可参照执行。

(六) 本条涉及的补助和奖励 1 年兑现 1 次，由所在区县先予全额兑现。第一、二款所需资金由市区两级分别承担 50%，市级应承担部分通过体制结算补助区县；第三款所需资金由市发改委从固定资产投资中安排；第四款由市财政通过体制结算补助区县；第五款所需资金由所在区县承担。

市商务委会同有关部门制定补助和奖励兑现审核办法，负责以上补助和奖励兑现的协调落实工作，并牵头负责实行一个窗口对外服务。

符合条件的企业于每年 8 月 1 日至 9 月 30 日向所在区县商务部门提出申请，并提交有关资料。区县有关部门初审后，经区县政府批准，于每年 10 月 31 日前报市商务委。市商务委会同发展改革、财政、税务、统计等部门进行复审，报市政府批准后兑现。

三、人才引进和奖励

(一) 地区总部及其研究开发机构聘用的高级管理人员，和引进本市急需紧缺的具有硕士及以上学位或具有本科及以上学历并取得高级专业技术职称且年龄在 45 周岁以下的人员，可向地区总部所在区县（包括北京经济技术开发区）人事部门申请办理人

3 年を下回らないこと；補助適用期間内に自社用オフィスを賃貸、転貸或いは用途変更することはできない。上記規定に違反する場合は、既に受け取った補助金額を払い戻す必要がある。本条項は朝陽区で試行し、朝陽区政府が責任を持って実施し、他の区、県も参照して執行することができる。

(六) 本条に関わる補助と奨励は 1 年に 1 回実行し、所在地の区、県から予め全額を支給する。第一、二条に関わる資金は市、区で 50% ずつ分担し、市の分担部分は体制決済の方式で、区、県に補助する。第三条に関わる資金は発展改革委員会が固定資産投資資金より拠出する。第四条に関わる資金は市の財政部門が体制決済の方式で区、県に補助する。第五条に関わる資金は区、県の負担とする。

市商務委員会は関連部門と共同で補助と奨励実施の審査弁法を制定し、上記の補助と奨励の確実な実施の責任を負い、率先して対外サービス窓口としての役割を果たす。

条件を満たす企業は毎年 8 月 1 日から 9 月 30 日までに、所在地区、県商務部門に申請必要資料を提出する。区、県の所管部門が最初の審査を行ってから、区、県政府の批准を取得後、毎年 10 月 31 日までに市の商務委員会に申告すること。市の商務委員会は発展改革委員会、財政、税務、統計等の部門と協同で改めて審査を行い、市政府の批准を取得次第、支給する。

三、人材の採用と奨励

(一) 地域本部とその研究開発機構に雇用された高級管理職と当市で不足する修士以上の学位保有者或いは大卒以上の学位保有者で且つ高級専門技術資格を取得し、且つ 45 歳以下の人員は、地域本部所在の区、県（北京経済技術開発区を含む）の

才引进；聘用具有学士及以上学位或取得中级及以上专业技术职称的人员，可向地区总部所在区县（包括北京经济技术开发区）人事部门申请办理《北京市工作居住证》。

（二）地区总部聘用外籍人员在本市就业的，可由地区总部向市人力资源和社会保障局申请一并办理外国人就业许可和《外国人就业证》。

（三）在地区总部连续两年以上担任副总经理以上职务或相当职务的人员，按照京政办发〔2005〕18号《北京市吸引高级人才奖励管理规定》及相关规定享受奖励政策。

四、人员流动

（一）地区总部外籍人员凭市商务委的确认函，持营业执照（副本）、临时住宿登记等有关证明，可享受多次出入境便利。地区总部的法定代表人、总经理、副总经理、财务总监等外籍高层管理和技术人员，可申请办理不超过5年多次入境有效的F字签证；部门经理等中层管理和技术人员，可申请办理不超过3年多次入境有效的F字签证；一般外籍员工可申请办理不超过1年多次入境有效的F字签证。上述外籍人员的外籍配偶及未成年子女，可以申请与上述人员相同期限的F字签证。

受聘于地区总部的持L、X字签证入境的外籍人员，可根据需要，按上述办理条件申请F字签证。

地区总部的外籍人员急需短期来华，如未及时在我驻外使领馆办理签证的，持邀请单位函件及有关证明，可在首都机场口岸申请签证，邀请单位应持

人事部門へ人材誘致の認定を申請できる。学士以上の学位保有者或いは中級以上の専門技術資格取得者は、地域本部所在の区、県（北京経済技術開発区を含む）の人事部門へ「北京市就業居留証」を申請できる。

（二）地域本部に雇用された外国籍従業員が当市で就業する場合、地域本部は北京市人的資源社会保障局へ外国人就業許可と「外国人就業証」を申請できる。

（三）地域本部に連続して2年以上副総経理以上或いはそれに相当する役職を勤めた人員は、北政弁発〔2005〕18号「北京市高級人材の採用を奨励する管理規定」と関係規定に基づいた奨励政策を享受できる。

四、人員の移動

（一）地域本部の外国籍従業員は北京市商務委員会（以下市商委）の確認状、営業許可証（副本）、臨時宿泊登記などの関連証明資料を以って、複数回出入国ビザの便宜を享受できる。地域本部の法定代表者、総経理、副総経理、財務総監等外国籍の高級管理職と技術者は、5年以内に複数回入国可能なFビザを申請できる；部門管理者等中間管理職と技術者は、3年以内に複数回入国可能なFビザを申請できる；一般の外国籍従業員は1年以内に複数回入国可能なFビザを申請できる。上記外国籍従業員の外国籍配偶者及び未成年子女も外国籍従業員と同期間のFビザを申請できる。

地域本部に雇用され、L、Xビザを持って入国した外国籍従業員は、必要に応じ上記取扱条件に準じて申請できる。

地域本部の外国籍従業員が急用で中国での短期滞留を必要とする際、中国の外国駐在大使館・領事館でビザ申請手続きを行わなかった場合は、招

<p>市商务委颁发的确认证书事先在市公安局首都机场口岸签证处办理备案手续。</p> <p>(二) 地区总部外籍人员需在京常住的, 凭市商务委的确认函, 提供《外国人就业证》或《外国人专家证》等相关证明材料, 可申请居留许可。地区总部的法定代表人、总经理、副总经理、财务总监等外籍高层管理和技术人员, 可申请办理有效期 5 年的外国人居留许可; 部门经理等中层管理和技术人员, 可申请办理有效期 4 年的外国人居留许可; 一般外籍员工可申请办理有效期 3 年的外国人居留许可。上述外籍人员的外籍配偶及未成年子女, 可以申请与上述人员相同期限的外国人居留许可。以上居留许可期限不得超过其护照有效期。</p> <p>地区总部的高级管理人员按有关规定可优先办理《外国人永久居留证》。</p> <p>(三) 对地区总部的中国籍内地员工因商务需要赴香港、澳门的, 可申请办理《往来港澳通行证》和多次出入境有效的商务签注; 对地区总部的中国籍内地员工因商务需要赴台湾的, 如提供国务院台办批件和台湾地区旅行证, 可优先办理《大陆居民往来台湾通行证》。</p> <p>(四) 市公安局负责受理以上人员出入境签证、居留、赴台港澳通行证及签注相关申请。</p> <p>五、《若干规定》中涉及的外汇管理、海关、检验检疫等部门及相关区县在各自职责范围内, 做好对地区总部的管理服务。市商务委负责提供便利政</p>	<p>聘企業の書簡及び関連証明を以って首都空港でビザ申請を行うことができ、招聘企業は市商務委員会が公布した確认证書を以って、事前に市公安局首都空港通関査証部門で届出手続を行わなければならない。</p> <p>(二) 地域本部の外国籍従業員は北京に長期居住する必要がある場合、北京市商務委員会の確認状、「外国人就業証」或いは「外国人専門家証」等の関連証明資料を持って、居留許可を申請できる。地域本部の法定代表人、総経理、副総経理、財務総監等外国籍の高級管理職と技術者は、5 年間有効の外国人居留許可を申請できる。部門管理者等中間管理職と技術者は 4 年間有効の外国人居留許可を申請できる。一般外国籍従業員は 3 年間有効の外国人居留許可を申請できる。上記外国籍従業員の外国籍配偶者及び未成年子女も外国籍従業員と同期間の外国人居留許可を申請できる。なお、上記居留許可の有効期間はパスポートの有効期限を超えてはならない。</p> <p>地域本部の高級管理職は関係規定に基づき、優先的に外国人居留許可を申請できる。</p> <p>(三) 地域本部の中国籍従業員は業務上の理由により香港、マカオに赴く場合、「香港・マカオ往来通行证」と複数回出入国ビザを申請できる; 地域本部の中国籍従業員は業務上の理由により台湾に赴く場合、国务院台湾事務弁公室の批准書類と台湾地域旅行証を提出すれば、優先的に「大陸居民の台湾往来通行证」を申請できる。</p> <p>(四) 上記出入国ビザ、居留許可、台湾・香港・マカオへの通行证の申請について、北京市公安局にて受付を行う。</p> <p>五「若干規定」に關係する外貨管理、税関、検査検査等の部門及び關係区、県は各々の職責の範囲内において、地域本部への管理サービス業務に努</p>
--	---

※弊社が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
 ※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。

<p>策的协调落实工作。</p> <p>六、《若干规定》执行过程中的具体问题由市商务委负责协调解决，重大问题上报市政府批准后实施。</p>	<p>める。北京市商務委員会が責任を負って利便性のある政策の調整、徹底を行う。</p> <p>六「若干規定」の執行中に発生した具体的な問題については、北京市商務委員会が責任を持って調整、解決し、重大な問題については、市政府の許可を得て実施する。</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱UFJリサーチ&コンサルティング】